



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*50 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 2

○ 人事委員会規則

*18 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2

*19 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

804 随意契約の相手方の決定 (総合防災課) 3

805 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 4

806 " (") 4

807 " (") 5

808 " (") 5

809 " (") 5

810 " (") 6

811 " (") 6

812 " (") 7

813 " (") 7

814 " (") 7

815 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 8

816 " (") 8

817 " (") 9

818 " (") 9

819 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 9

820 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 10

821 生活保護法による介護機関の指定 (") 10

822 " (") 11

823 保安林の指定の解除 (森林整備課) 11

824 基本測量の実施 (技術調査課) 11

825 道路の区域変更 (道路保全課) 11

826 道路の供用開始 (") 12

827 海浜公園の使用料の徴収事務の委託 (港湾空港課) 12

828 埋立権承継届出書の受理 (") 12

829 平成7年和歌山県告示第296号(海浜公園の区域及び面積)の一部改正 (") 13

○ 人事委員会告示

*7 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 13

○ 訓令

*24 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務学事課) 15

*25 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課) 16

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達

(収用委員会)..... 16

〃

(〃)..... 17

規 則

和歌山県規則第50号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項の表を次のように改める。

振興局の名称	県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域
海草振興局	海南市 有田郡のうち有田川町
有田振興局	御坊市 有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町 日高郡のうち日高川町
西牟婁振興局	田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びすさみ町

第63条第2項の表有田振興局建設部の部を次のように改める。

有田振興局建設部	広川出張所	有田郡広川町
	湯浅御坊高速事務所	有田郡湯浅町

第63条第6項中「を置き、当該課に別表7に掲げるグループ」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所に用地課を置く。

第64条第7項中「海南市と有田川町の間を除く」を「田辺市とすさみ町の間に限る」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近畿自動車道紀勢線(有田川町と御坊市の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線(有田川町と御坊市の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (3) 近畿自動車道紀勢線(有田川町と御坊市の間に限る。)の建設に伴う地元市町との調整に関すること。

別表第7西牟婁振興局建設部の部近畿自動車道紀南高速事務所の款を削る。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の部地方機関の款振興局の項中

部 長	副 部 長
副 参 事	農林水産業 統括員
支 所 長	支 所 次 長
海南工事事務所長	海南工事事務所次長
ダム管理事務所長	紀の川流域 下水道事務 所次長
紀の川流域 下水道事務 所長	近畿自動車 道紀南高速 事務所次長
京奈和高速 事務所長	切目川ダム 建設事務所 長
国道橋本建設事務所長	
近畿自動車 道紀南高速 事務所長	

を

部 長	副 部 長
副 参 事	農林水産業 統括員
支 所 長	支 所 次 長
海南工事事務所長	海南工事事務所次長
ダム管理事務所長	紀の川流域 下水道事務 所次長
紀の川流域 下水道事務 所長	湯浅御坊高 速事務所次 長
京奈和高速 事務所長	切目川ダム 建設事務所 長
国道橋本建設事務所長	
湯浅御坊高速事務所長	近畿自動車 道紀南高速 事務所長

に改める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部地方機関の款振興局の項中「国道橋本建設事務所長」を「国道橋本建設事務所長 湯浅御坊高速事務所長 湯浅御坊高速事務所次長」に改め、「近畿自動車道紀南高速事務所次長」を削る。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第804号

気象予測システム導入委託業務契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
気象予測システム導入委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年6月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
一般財団法人日本気象協会関西支社
大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
22,995,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,095,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第805号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成25年1月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第806号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年1月10日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区

5 認証年月日

平成25年6月19日

和歌山県告示第807号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年2月8日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区

5 認証年月日

平成25年6月19日

和歌山県告示第808号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年2月8日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区

5 認証年月日

平成25年6月19日

和歌山県告示第809号

和歌山県紀の川市西大井の一部、田中馬場地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律

第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市西大井の一部、田中馬場地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市西大井の一部、田中馬場地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第810号

和歌山県紀の川市嶋、松井地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市嶋、松井地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市嶋、松井地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第811号

和歌山県紀の川市粉河の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市粉河の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市粉河の一部地区

5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第812号

和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第813号

和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原・鳥居の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年12月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原・鳥居の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原・鳥居の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第814号

和歌山県紀の川市桃山町善田・黒川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市

- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町善田・黒川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町善田・黒川の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年6月19日

和歌山県告示第815号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月5日まで縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年6月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人すまいるはうす
- 3 代表者の氏名
戎真弓
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市下津町方1791番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子育てに関わる地域住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全な育成と地域における子育て環境の充実を図ることを目的とする。

和歌山県告示第816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月5日まで縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年6月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山自然リサイクル協会
- 3 代表者の氏名
楊木田正純
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県有田郡有田川町吉原429番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、県内から排出されるリサイクル材を利用し、自然復元化に関する事業等を行い、リサイクルによって循環型社会の構築、地域活性化及び環境保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月7日まで縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月7日

2 名称

特定非営利活動法人やまびこ作業所

3 代表者の氏名

南恭一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町清水357番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的、精神、身体障害者に対して、生活や働く場を提供して、地域活動支援に関する事業を行い、障害者の自立の促進と障害者福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第818号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月5日まで縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月4日

2 名称

特定非営利活動法人魅来づくりわかやま

3 代表者の氏名

朝本紀夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3363番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、すさみ町の潜在能力を分析し、地域の財を活用し、併せて、地域全体の運営力を向上させ、地域が主体的に相乗効果の高い、複数の取組を戦略的また、効果的に実施し、もって地域の自立及び発展を図ることを目的とし、さらに、まちづくり及び地域経済活動においても広域化が求められており、広域による地域力及び観光力アップを図ることを目的とする。

和歌山県告示第819号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年6月20日指定した。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話ブラックザ・タブーSPECIAL VOL.1	68466-86	ミリオン出版
月刊誌	EXciter 6月号	01977-06	サン出版
月刊誌	実話ナックルズ 7月号	04877-7	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル VOL.63	02092-7	ぶんか社
月刊誌	黄金のGT 7月号	12259-07	晋遊舎
月刊誌	実話BUNKAタブー 7月号	05375-07	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-07	鉄人社
月刊誌	弾丸Dash VOL.14	02060-07	晋遊舎
月刊誌	アジアン王 7月号	11403-7	マイウェイ出版
月刊誌	俺の旅 7月号	02285-7	ミリオン出版
月刊誌	Yha!Hip&Lip 7月号	08877-7	ワニマガジン
雑誌	ケンミン実話SPECIAL	12260-07	晋遊舎
コミック	ASUKA CIEL 7月号	11577-07	角川書店
コミック	無敵恋愛エス・ガール 7月号	08577-7	ぶんか社
コミック	恋愛天国パラダイス 7月号	09675-7	竹書房

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
日薬2-63	おおぐす薬局	日高郡みなべ町北道193-2	平成25.5.20

和歌山県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社大河	海南市九品寺521番地	ケアチーム大河	海南市名高474番地	通所介護・介護予防通所介護	平成25.6.1

和歌山県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ポラリス	海南市別院468番地	居宅介護支援事業所シリウス	有田郡有田川町下津野1552-3	居宅介護支援事業	平成25.6.11

和歌山県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字大滝辻18の1・字千本楨19の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第824号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 作業期間 平成25年7月24日から平成26年3月5日まで
- 作業地域 橋本市、田辺市、伊都郡かつらぎ町、有田郡有田川町、日高郡のうち印南町及び日高川町、西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町

和歌山県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
岩出市船戸字笑松118番3地先から同市宮字宮ノ内202番1地先まで	旧	10.62 } 12.04	385.00	岩出橋 L=385.00
同上	新	10.62 } 77.53	385.00	岩出橋 L=385.00

和歌山県告示第826号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山打田線

供用開始の区間 岩出市船戸字笑松118番3地先から同市宮字宮ノ内202番1地先まで

供用開始の期日 平成25年6月28日

和歌山県告示第827号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、海浜公園の和歌山県加太ビーチの使用料の徴収事務を平成25年7月1日から、加太地域活性化協議会会長尾家賢司に委託した。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第828号

新宮港（佐野地区）の埋立権承継届出書を受理したので公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第24条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 承継の年月日
平成25年4月1日
- 2 承継人
新宮市
新宮市春日1番1号
代表者 新宮市長 田岡実千年

新宮市春日1番1号

3 被承継人

新宮市土地開発公社

新宮市井の沢1番30号

清算人 鈴木俊朗

新宮市井の沢1番30号

4 公有水面埋立法第11条の埋立ての免許の告示の年月日及び番号

平成9年12月12日

和歌山県告示第1100号

和歌山県告示第829号

平成7年和歌山県告示第296号（海浜公園の区域及び面積）の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から適用する。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中	名称	和歌山県浜の宮ビーチ	和歌山県片男波ビーチ	を	名称	和歌山県浜の宮ビーチ
	区域	別添図面のとおり	別添図面のとおり		区域	別添図面のとおり
	面積	41,750㎡	270,094㎡		面積	41,750㎡

和歌山県片男波ビーチ	和歌山県加太ビーチ
別添図面のとおり	別添図面のとおり
323,082㎡	736㎡

に、「土木部港湾課」を「県土整備部港湾空港局港湾

空港課及び和歌山下津港湾事務所」に改め、「40日間」を削る。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

部 長	課 長	部 長	課
副 部 長	旅 券 駐 在 員	副 部 長	旅 券 駐
副 参 事	調 査 員	副 参 事	調 査
農 林 水 産 業	会 計 専 門 員	農 林 水 産 業	会 計 専
統 括 員		統 括 員	会 計 駐

別表第1知事の部地方機関の款振興局の項中

統括員	会計駐在員	支所長	入札契約
支所長	入札契約統括員	支所次長	出張
支所次長	出張所長	海南工事事務所長	切目川ダ 事務所次
海南工事事務所長	切目川ダム建設事務所次長	海南工事事務所次長	検査
海南工事事務所次長	検査員	紀の川流域下水道事務所長	京奈和高速所次長
紀の川流域下水道事務所長	京奈和高速事務所次長	紀の川流域下水道事務所次長	近畿自動車 南高速事 長
紀の川流域下水道事務所次長		京奈和高速事務所長	
京奈和高速事務所長		国道橋本建設事務所長	
国道橋本建設事務所長		湯浅御坊高速事務所長	
切目川ダム建設事務所長		湯浅御坊高速事務所次長	
近畿自動車道紀南高速事務所長		切目川ダム建設事務所長	
近畿自動車道紀南高速事務所次長		近畿自動車道紀南高速事務所長	
ダム管理事務所長		ダム管理事務所長	

を

長
在員
員
門員
在員
統括員
所長
ム建設
長

員
速事務
車道紀
務所次

に改める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第24号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令
和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

広川出張所	有建広
-------	-----

を

広川出張所
湯浅御坊高速事務所

有建広
有建湯高

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

和歌山県訓令第25号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令
地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項の表振興局の部建設部京奈和高速事務所長の項の次に次のように加える。

建設部湯浅御坊高速事務所長	次長	主務課長
---------------	----	------

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄9、11及び12中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」の次に「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」を加え、同欄13中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」の次に「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」を、「那賀振興局建設部京奈和高速事務所」の次に「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」を加え、同欄14中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」の次に「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」を、「那賀振興局建設部京奈和高速事務所」の次に「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」を加え、同表備考1中「並びに」の次に「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所、」を加える。

別表第3第2号の表有田振興局建設部長の項の次に次のように加える。

有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の時間外勤務命令に関する事。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事。 3 所長の旅行（管内の旅行に限る。）及び所属の職員の旅行（旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。 4 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認に関する事。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部分休業の承認（第19条第1項） (2) 部分休業の取消し（第19条第3項） 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復すること。 7 工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記（地図の訂正に限る。）に関する事。 8 許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関する事。
--------------------	--

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年7月18日をもってその書類の送達があったものとみ

なされる。

平成25年6月28日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年6月14日付け和収第2号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

存否不明

土地登記簿表題部所有者 中谷徳松

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年7月18日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年6月28日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年6月14日付け和収第3号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

住所・居所不明

登記名義人 中谷太郎の法定相続人 中谷貴美子